

●香川県選挙管理委員会告示第87号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成24年11月26日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成24年12月3日（ただし、年齢については、平成24年12月16日で算定する。）
- 2 登録の日  
平成24年12月3日
- 3 縦覧期間  
平成24年12月4日